

議案第97号

多可町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

多可町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議決を求めゝ。

平成29年12月26日提出

多可町長 吉 田 一 四

多可町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を  
改正する条例

平成 年 月 日

条例第 号

第1条 多可町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成17年多可町条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「法第143条、第164条若しくは第168条第7項」を「法第143条若しくは第164条」に改め、同条第2項の表中「

12月1日	100分の215.0	100分の172.0	100分の129.0	100分の64.5
-------	------------	------------	------------	-----------

」を「

12月1日	100分の225.0	100分の180.0	100分の135.0	100分の67.5
-------	------------	------------	------------	-----------

」に改める。

第2条 多可町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項の表中「

6月1日	100分の205.0	100分の164.0	100分の123.0	100分の61.5
12月1日	100分の225.0	100分の180.0	100分の135.0	100分の67.5

」を「

6月1日	100分の210.0	100分の168.0	100分の126.0	100分の63.0
12月1日	100分の220.0	100分の176.0	100分の132.0	100分の66.0

」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の多可町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定は、平成29年12月1日から適用する。

多可町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の新旧対照表

(第1条)

現 行					改 正				
(期末手当)					(期末手当)				
<p><b>第6条</b> 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する特別職の職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が銀行の休日（銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する休日。以下この条において「銀行の休日」という。）に当たるときは、それぞれの日の前日において、その日に最も近い銀行の休日でない日）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、<u>法第143条、第164条若しくは第168条第7項の規定に該当して失職し、又は死亡した特別職の職員についても同様とする。</u></p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p>					<p><b>第6条</b> 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する特別職の職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が銀行の休日（銀行法（昭和56年法律第59号）第15条第1項に規定する休日。以下この条において「銀行の休日」という。）に当たるときは、それぞれの日の前日において、その日に最も近い銀行の休日でない日）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、<u>法第143条若しくは第164条の規定に該当して失職し、又は死亡した特別職の職員についても同様とする。</u></p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p>				
(略)					(略)				
6月1日	100分の205.0	100分の164.0	100分の123.0	100分の61.5	6月1日	100分の205.0	100分の164.0	100分の123.0	100分の61.5
12月1日	100分の215.0	100分の172.0	100分の129.0	100分の64.5	12月1日	100分の225.0	100分の180.0	100分の135.0	100分の67.5
3・4 (略)					3・4 (略)				

多可町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の新旧対照表

(第2条)

現 行					改 正				
(期末手当)					(期末手当)				
<b>第6条</b> (略)					<b>第6条</b> (略)				
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。					2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、次の表の左欄に掲げる基準日につき、その者の当該基準日以前6か月以内の期間における同表の右欄に掲げる在職期間の区分に応じ、それぞれ同欄に掲げる割合を乗じて得た額とする。				
基準日	在職期間				基準日	在職期間			
	6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満		6か月	5か月以上 6か月未満	3か月以上 5か月未満	3か月未満
6月1日	100分の205.0	100分の164.0	100分の123.0	100分の61.5	6月1日	100分の210.0	100分の168.0	100分の126.0	100分の63.0
12月1日	100分の225.0	100分の180.0	100分の135.0	100分の67.5	12月1日	100分の220.0	100分の176.0	100分の132.0	100分の66.0
3・4 (略)					3・4 (略)				